

無利息特約

本特約は、JCOM フィナンシャル株式会社（以下「当社」という。）に対し、本特約および別途定める J:COM プレミアムローンサービス利用規約（以下「本規約」という。）を承認のうえ、当社所定の方法で申込をし、当社が適当と認めた会員に適用されるものとします。

第 1 条（無利息特約）

1.当社は、当社が適当と認めた会員に限り、本規約に基づく契約締結後の初回借入の翌日または当社が別途指定する日（以下「無利息期間開始日」という。）から 30 日間または当社が別途指定する期間（以下「無利息期間」という。）に生じた借入利息を免除します。

2.前項に基づき当社が無利息期間開始日および無利息期間を指定した場合、当社は、別途口頭、書面または当社ホームページ (<https://www.jcom-financial.co.jp>) への掲載等当社が適当と認めた方法により本特約を適用する会員に通知または周知するものとします。

（注 1）本条は、無利息期間開始日時点の借入残高だけでなく、無利息期間中に生じた借入残高についても、無利息期間にわたって適用されます。

第 2 条（本特約の失効）

1.会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当社は、本特約の効力を会員に通知することなく失効させることができるものとする。

（1）本規約第 18 条（期限の利益の喪失）の各号に定める事由。

（2）本規約第 20 条（退会・会員資格の取消し及び利用停止）の各号に定める事由。

（3）前二号に定めるほか、本特約第 1 条第 2 項に定める方法により、別途本特約を適用する会員に通知または周知した事由。

2.前項により本特約が失効した場合、当該失効した日の翌日から借入利息を支払うものとします。

第 3 条（無利息期間経過後の利息の支払）

会員は、無利息期間が経過した翌日から本規約第 6 条（借入利率及び利息の計算方法）に基づき算出される利息を支払うものとする。

第 4 条（本規約の適用）

本特約に定めのない事項については、本規約の各規定を適用するものとします。